

富山県の物品等調達に係る随意契約の実施（随意契約前の公表）

富山県の物品等調達について、次のとおり地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により随意契約を行うので、富山県会計規則第 100 条第 2 項第 2 号の規定により公表する。

令和 5 年 11 月 30 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 随意契約する事項

(1) 購入物品等名及び数量

品名：「S E T テキスト」

数量：3 5 0 部

(2) 購入物品等の規格、機能、性能等

B 5 表紙：カラー刷り、本文：白黒両面刷り 133 頁、無線綴じ

（別途指示する仕様書・見本のとおり）

(3) 納入期限

令和 6 年 2 月 27 日（火）

(4) 発注所属及び納入場所

住 所：高岡市伏木一宮 2-11-1

所属等：富山県立伏木高等学校 事務室（納品場所：2 階職員室）

連絡先：TEL 0766-44-0366 FAX 0766-44-1707

2 契約の相手方の選定基準

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設、同条第 27 項に規定する地域活動支援センター、同条第 1 項に規定する障害福祉サービス（同条第 7 項に規定する生活介護、同条第 13 項に規定する就労移行支援又は同条第 14 項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設であって、富山県内に所在していること。

3 契約相手方の決定方法

(1) 見積合わせをし、最低価格を提示した施設と契約する。

(2) 見積の提出が 1 施設のみであった場合は、予算の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和 5 年 12 月 12 日（火）午前 11 時

(2) 提出先

発注所属及び納入場所と同じ